

議会の委任に基づく専決処分について

1 和解(示談)の相手方

中野区民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

令和3年(2021年)2月14日

(2) 事故発生場所

東京都中野区新井四丁目21番先路上

(3) 事故発生状況

相手方は、上記(2)の事故発生場所の区道を歩行中に、当該区道上のアスファルト舗装の一部が剥離してできたくぼみに足を取られて転倒した。この事故により、相手方は左大腿骨頸部骨折の傷害を負った。

3 和解(示談)の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害579,290円のうち、双方の過失割合(相手方5割、区5割)に従い、289,645円について相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解(示談)成立の日

令和4年(2022年)5月18日

5 区の賠償責任

本件事故は、区道上のアスファルト舗装が剥離した部分が補修されていなかったことにより生じた事故であり、過失割合(相手方5割、区5割)に基づく区の賠償責任は免れないものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は治療費、傷害慰謝料等の合計579,290円であり、区の過失割合は5割であることから、区の損害賠償額は289,645円である。

7 事故後の対応について

(1) 上記2(2)の事故発生場所のアスファルト舗装の剥離部分を補修し、くぼみを解消した。

(2) 区内全域の区道の路面状況を確認し、必要な補修を行った。